

知っていますか？ 身近な交通ルール

舟形インターチェンジ の出口では…

東北中央自動車道の舟形インターチェンジの上り出口で、みなさんはウインカーをどのように出していますか。

「一時停止」の標識があるこの場所は「交差点」であり、出る際は「左折」となります。そのため、出る際には一時停止のうえ、左ウインカーを出す必要があります。

事故防止のために、このようなルールの細部についても覚えておきたいですね。



この標識のある場所では…

中央公民館から舟形小学校までの道路に設置された「スクールゾーン7:30~8:30」の標識。これは「この道は午前7時30分から8時30分まで、歩行者専用」という意味で、警察署で発行される「通行禁止道路通行許可証」を持つ方以外は通行できません。

通勤などで付近を通行する際は、歩行者専用の時間に進入することがないように注意しましょう。

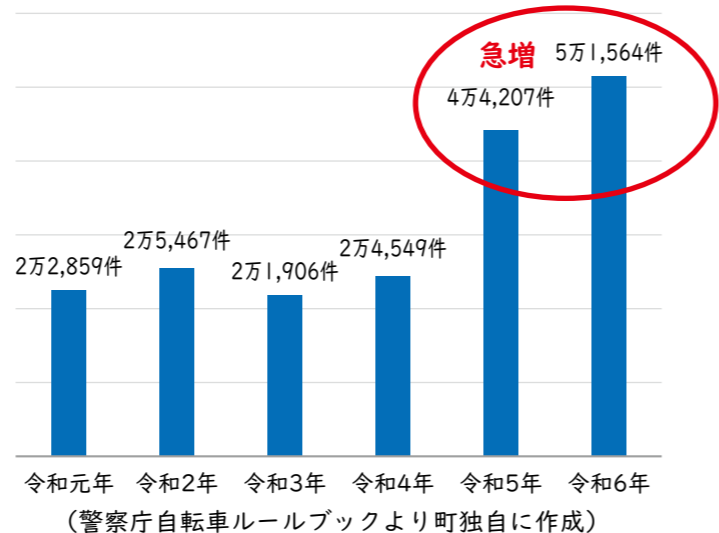


【図1】青切符の対象となる違反の例

<p>ながらスマホ 反則金 12,000円</p>	<p>傘さし運転 反則金 5,000円</p>
<p>一時不停止 反則金 5,000円</p>	<p>無灯火 反則金 5,000円</p>
<p>2人乗り 反則金 3,000円</p>	<p>逆走(右側通行) 反則金 6,000円</p>
<p>赤信号無視 反則金 6,000円</p>	<p>遮断踏切立ち入り 反則金 7,000円</p>

これらを含む113種類の違反が青切符の対象です。

【グラフ3】全国の自転車の交通違反検挙件数の推移



交通課長からみなさんへ

～いま一度、**交通ルール**を確認しましょう～



新庄警察署交通課 佐東恒輔課長

最

上地域の交通事故件数は全体として減少傾向にありますが、**昨年は死亡事故が5件発生**するなど、危機感を覚える状況となっています。警察として、指導・取り締まりを第一としながら、**市町村や関係団体と連携した交通安全の啓発活動を続けていきます**。

新庄警察署では、高齢ドライバーによる事故を防止するために、体験型交通安全教育機器などを利用した交通安全教室を開催し、ドライバー自身の反応速度や認知能力について、確かめてもらう取り組みを行なっています。また、赤色灯を点灯して走行する「**レッド走行**」や**パトメロ**による「**見せる**」「**聞かせる**」

啓発活動にも力を入れていきます。このように、パトカーなどの存在を認知してもらうことをとおして、安全運転を促していただきます。このような**地道な取り組みの積み重ねが交通安全の啓発において大切だと考えています**。

新庄警察署交通課では、今後より一層、交通安全の啓発に力を入れ、最上地域の交通事故死ゼロを目指して活動していきます。

4月から自転車の青切符が始まりました

道路交通法の改正により、4月1日から自転車の悪質な危険運転に対して「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」が導入され、悪質・危険な交通違反には反則金が課されることとなります。【図1】

自転車は、簡単に便利な交通手段として、児童・生徒を中心に幅広く利用されています。便利である一方で、ルール違反についても注意が必要です。警察庁の統計によると、全国で自転車による交通違反の検挙件数は、

令和6年時点で**5万1,564件**。前年と比較して**約6,000件増**でした。【グラフ3】

自転車に関係する事故では、自転車に乗っていた人の違反が原因となったものも多くあります。新庄警察署では、自転車の交通違反を発見した際には指導・警告を行い、交通事故の未然防止に取り組んでいます。特に登下校の時間帯は歩行者、自転車、自動車など媒体が増え、交通量と事故のリスクも増加します。

法律の改正により手続きが変わっても、「**ルールを守る**」という**本質は変わりません**。歩行者、自転車、自動車などそれぞれが交通ルールを守る意識を持つことが事故を防ぐことに繋がります。雪が解けたことで自転車を利用する方が増えるこの機会に、**自転車を含めた交通ルールや運転マナーを改めて見直し、安全な運転を心がけましょう**。

▼問い合わせ

新庄警察署交通課
☎(22)0110

自転車安全利用5則を守って事故を防ぎましょう

<p>車道が原則左側を通行</p>	<p>交差点では信号と一時停止を守る</p>	<p>夜間はライト点灯</p>	<p>飲酒運転は禁止</p>	<p>ヘルメットを着用</p>
-------------------	------------------------	-----------------	----------------	-----------------